

市有財産一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 市が所有する普通財産で、将来的に利用計画のない財産（以下「未利用財産」という。）を処分する場合は、公平を期すため一般競争入札（以下「入札」という。）によるものとし、別に定めるもののほか、入札に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象物件)

第2条 入札の対象となる普通財産は、その財産が単独で使用できる未利用財産とし、市長が指定するものとする。

(入札の参加資格)

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項の規定に該当する者
- (3) 市税等を滞納している者
- (4) 公共の秩序維持に支障をきたすおそれがあるなど、市長が入札に参加することが適当でないと認めた者

(予定価格)

第4条 入札に係る予定価格は、あらかじめ不動産鑑定士が行った鑑定評価に基づき決定する。ただし、近傍地の売買実例などがあり適正な評価が可能な場合は、これにより予定価格を定めることができる。

(入札の公告)

第5条 入札を実施する場合は、入札期日の前日から起算して 15 日前までに、市ウェブサイト、掲示、その他の方法により、地方自治法施行令第 167 条の 6 第 1 項の規定による公告をしなければならない。

2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項とする。

- (1) 入札に付する物件
- (2) 予定価格
- (3) 契約条項を閲覧する場所及び期間
- (4) 入札執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 入札の参加資格
- (7) 入札の参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
- (8) その他必要な事項

(物件説明)

第6条 入札に付する物件について、物件事項説明書（第1号様式）を作成し、入札に参加しようとする者に対し説明を行う。

(入札参加申込の受付及び入札参加者の資格確認)

第7条 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を指定する期日までに提出しなければならない。

(1) 一般競争入札参加申込書（第2号様式）

(2) 納税証明書

(3) 住所証明書（個人にあっては住民票、法人にあっては法人登記簿謄本とし発行日から3か月以内のもの）

(4) 印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの）

(5) 身分証明書（第3号様式。法人の場合は不要とする。）

2 前項の規定による書類の提出があった場合は、関係書類を審査し、その結果について入札に参加しようとする者に一般競争入札参加資格通知書（第4号様式）により通知する。

(入札保証金)

第8条 入札保証金の額は、予定価格の100分の10の額とし、入札参加者は、入札保証金を現金で入札前日まで納入しなければならない。

(入札の方法)

第9条 入札を行う場合、入札参加者に第7条第2項の規定により交付した一般競争入札参加資格通知書の提示を求め、その確認をしなければならない。

2 入札参加者が代理人をして入札させるときには、委任状（第5号様式）を提出させ、これを確認しなければならない。

3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

4 入札書（第6号様式）は、入札保証金納付済書を確認し交付する。

5 入札書に必要な事項を記載し、署名・押印（印鑑証明書と同一の印鑑）のうえ入札を行う。なお、入札書の書換え又は撤回することはできない。

(入札の中止)

第10条 入札参加者が不当な利益を得るために連合したなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取り止めることができる。

(入札の無効)

第11条 入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(開札)

第12条 開札は、入札の場所において入札者を立ち合わせ行うものとする。

(落札者の決定)

第13条 予定価格以上の価格で入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札となるべき価格の入札者が2者以上いるときは、くじ引により落札者を決定しなければならない。

3 落札者以外の者に対しては、入札保証金を遅滞なく還付するものとする。

(契約)

第14条 契約は、前条の規定により落札者を決定した日から14日以内に、不動産売買契約書（以下「契約書」という。）により締結する。

2 落札者が前項に規定する期限内に契約を締結しないときは、その落札は無効となり入札保証金は市に帰属する。

(契約の解除)

第15条 契約の相手方が契約書に定める義務を履行しない場合、市は契約を解除できる。

(契約保証金)

第16条 契約の相手方は、契約の締結までに契約金額の100分の10の契約保証金を納入しなければならない。この場合、入札保証金を契約保証金の一部に充てることができる。

(売買代金)

第17条 契約の相手方は、契約締結後60日以内に、売買代金の全額を市に納入しなければならない。

2 契約保証金は、売買代金の一部に充てることができる。

3 契約の相手方は、第1項に規定する納入期限までに売買代金を支払わないときは、その翌日から支払の日までの日数に応じ、須賀川市契約規則（平成29年須賀川市規則第22号）で定める遅延利息を納入しなければならない。

4 市長が納入期限後に、納付することを不能と認めたときは契約を解除するものとし、前条の契約保証金は市に帰属する。

(所有権の移転等)

第18条 所有権は売買代金を完納したときに移転登記し、譲渡する未利用財産（以下「譲渡物件」という。）の引渡しは代金完納後14日以内に行う。

2 譲渡物件の引渡しを行ったときは、当該引渡しを受けた者から、公有財産受領書（公有財産規則（昭和41年須賀川市規則第20号）第13号様式）を徴しなければならない。

(費用負担)

第19条 契約書に必要な収入印紙及び所有権移転登記等に要する費用は、買い受ける者が負担する。

(郵便入札の実施)

第20条 市長が必要と認める場合は、郵便入札により実施することができる。

2 郵便入札を実施する場合の手続は、須賀川市郵便入札実施要領（令和3年4月1日施行）第3条から第12条までを準用する。

附 則

この要綱は、平成15年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。